

## 会議録

名称	第4回個人情報保護制度のあり方検討小委員会
日時	令和4年5月31日（火）午後6時00分から午後8時10分まで
会場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員） 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田 （区側） 情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	<p>資料1 第3回小委員会の検討結果 検討結果1 目黒区における個人情報保護の基本的な考え方について</p> <p>資料2 第3回小委員会の検討結果 検討結果5 開示・訂正・利用停止の手続きについて</p> <p>資料3 第3回小委員会検討結果 検討結果6 自己情報開示請求における不開示情報等について</p> <p>資料4 第3回小委員会検討結果 検討結果7 審議会の今後のあり方について</p> <p>資料5 個人情報保護制度改正 検討用個票1（目黒区における個人情報保護の基本的な考え方について）</p> <p>資料6 個人情報保護制度改正 検討用個票3（条例要配慮個人情報について）</p> <p>資料7 個人情報保護制度改正 検討用個票6（自己情報開示請求における不開示情報等について）</p> <p>資料8 個人情報保護制度改正 検討用個票7（審議会の今後のあり方について）</p> <p>資料9 個人情報保護制度改正 検討用個票8（行政機関等匿名加工情報に係る手数料について）</p> <p>資料10 個人情報保護制度改正 検討用個票9（制度運用ルールの細目について）</p> <p>資料11 個人情報保護制度のあり方検討小委員会座席表</p> <p>資料12 個人情報保護制度改正 検討用個票7（小委員会第3回・第4回追加事項）</p> <p>資料13 個人情報保護制度改正 検討用個票 参考資料</p> <p>参考資料6-5 「個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関編）」の更新（令和4年4月28日付け個人情報保護委員会事務局）</p>

	参考資料6-6 (第206回個人情報保護委員会資料) 行政機関等に対する施行状況調査の実施
会議次第	<p>1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会委員長あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 第3回小委員会の諮問事項の検討結果の確認</p> <p>ア 検討結果1 目黒区における個人情報保護の基本的な考え方</p> <p>イ 検討結果5 開示・訂正・利用停止の手続き【条例任意規定】</p> <p>ウ 検討結果6 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】</p> <p>エ 検討結果7 審議会の今後のあり方【条例任意規定】</p> <p>(2) 諮問事項の検討(目黒区の独自措置について)</p> <p>ア 検討事項1 目黒区における個人情報保護の基本的な考え方</p> <p>イ 検討事項3 条例要配慮個人情報【条例任意規定】</p> <p>ウ 検討事項6 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】</p> <p>エ 検討事項7 審議会の今後のあり方【条例任意規定】</p> <p>オ 検討事項8 行政機関等匿名加工情報に係る手数料【制度実施時は条例必須規定】</p> <p>カ 検討事項9 制度運用ルールの細目</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 第5回小委員会開催予定</p> <p>(2) その他</p>
発言の記録	別紙のとおり

## <第4回小委員会発言記録>

### 1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会委員長あいさつ

委員長	<p>ただいまより、第4回目黒区情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護制度のあり方検討小委員会を開催いたします。</p> <p>庁舎での審議開催に当たりまして、次の新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施しておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>各委員、区側の担当者とも不織布のマスクをご着用の上、手指の消毒をしっかりとお願いいたします。また、換気につきましても、空調機を用いた機械換気を実施しております。また、1時間に1回程度、窓、ドアを開けて換気を実施いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策で、使用できる会議室も非常に限られておりますので、会議のご進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>傍聴人は本日は。</p>
区側	<p>おりません。</p>
委員長	<p>本日も傍聴人はいらっしゃらないとのことですので。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から出席状況及び説明資料についてご報告をお願いいたします。</p> <p>(事務局から出席状況の説明)</p>
委員長	<p>続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。</p> <p>(事務局から資料の説明)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速、次第に沿って始めてまいります。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございました。とかく変な気温で蒸し暑い感じもいたしますが、適宜換気等に努めてまいりますので、節電の関係もあってなかなか空調が効いた部屋というわけにはまいりませんが、ご健康に留意されて、適宜水分補給等をされながら、委員会の進行につきましてご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>

### 2 議事

#### (1) 第3回小委員会の諮問事項の検討結果の確認

- ア 検討結果1 目黒区における個人情報保護の基本的な考え方
- イ 検討結果5 開示・訂正・利用停止の手続き【条例任意規定】
- ウ 検討結果6 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】
- エ 検討結果7 審議会の今後のあり方【条例任意規定】

委員長	<p>それでは、次第2、議題（1）第3回小委員会の諮問事項の検討結果の確認につきまして、記載の4例をまとめて区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>（資料により説明）（約6分）</p>
委員長	<p>ありがとうございます。      ただいま事務局からご説明いただきました検討結果でございますが、これにつきましてご意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。      それでは、どうぞ。</p>
委員	<p>今回も気がついた点の修正意見ということで、また裏表で1枚、準備させていただきました。これの簡単なご説明をしますと、いつもと同じように、「てにをは」や分かりやすさ等の観点から見直しているものです。なるべく趣旨は変えないように私のメモ、記憶の中で書いていますので、何かお気づきの点があればと思います。</p> <p>それから、1枚目の一番上の二重丸のところなんです、これは今回送っていただいた第2回の検討結果を見たときに、前回、修正をお願いするのを忘れていた点に気がつきましたので、それを加えたものです。</p> <p>1以降、重要なポイントだけ言いますと、まず資料1-2の（3）の①、資料1-2の最後のほう、6の2つ目の丸の1行目のところなんです、「小委員会で」という前に、本文には検討結果を使用し、資料として小委員会でということで、検討結果を使った上で資料として後ろに個票をつけてくださいということで、このときこういう発言をしたなという記憶がありましたので、ここは付け加えてございます。これが第1回の検討結果1についてです。</p> <p>2つ目の検討結果5については、特に意見はございません。</p> <p>次の検討結果6についてなんです、これは誤植だと思うんですが、次の検討結果7もそうなんです、「検討材料」となっていますが、これは「検討結果」だろうと思うので、多分誤植だろうと思っています。「てにをは」が中心で検討結果6は直してあります。</p> <p>検討結果7につきましては、同じく「検討材料」は「検討結果」だろうということで、一番大きい点は一番最後なんです、一番最後（6）の①で4行目ということで、本当の最後の最後なんです、「再度検討する」という前に、審議会の構成については、区が主体的になって検討いただいて合理的な説明ができるようという、委員長がこのキーワードをおっしゃっていたのが記憶にありましたので、合理的な説明ができるようというのは、今後区側が検討していく上で重要な要素になるだろうということで、ここは加えさせていただきます。</p> <p>このような形で、「てにをは」が中心なんです、実質的な修正を一、二点加えたということでまとめたものでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。誤字や脱字をふくめて、ご指摘をたくさん賜りましたので、改めて皆様のほうから、委員からのご指摘を踏まえてお気づきの点等がありましたらよろしくをお願いいたします。</p> <p>では、この点については一旦よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>資料1-1、検討結果の5の基本理念の条例規定の要否というところの2つ目の丸、「第1回委員会での基本理念に関する議論では」というところから、次の行ですけれども、「個</p>

	<p>個人情報保護制度を適切な運用して」となっているところ、「適切な運用を重視し、そして」というのはどうかなというのが気になったことと、「趣旨を入れるということがことであった」、これはそのまま条文ということなのか。「入れるということであった」なのかなと、一瞬、ちょっと確認だけでございます。</p>
区側	<p>確かに、しゃべり口調になっていますので、ここは直させていただきます。</p>
委員	<p>ちょっと確認で、気になっただけでございます。</p>
委員長	<p>委員、ありがとうございます。 他のみなさまも、後日で構いませんので、何かお気づきの点がありましたら、事務局までお伝えくださいますようお願いいたします。</p>

(2) 諮問事項の検討（目黒区の独自措置について）

ア 検討事項1 目黒区における個人情報保護の基本的な考え方

委員長	<p>それでは、議題（2）のAに入ってまいります。検討事項1、目黒区における個人情報保護の基本的な考え方についてでございます。それでは、改めて区側から資料説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>（資料により説明）（約2分）</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。 それでは、どうぞ。</p>
委員	<p>所管課の見解を聞いていただきまして、ありがとうございます。小委員会のほうで、このような工夫が可能ではないかということをご意見として伝えさせていただいたんですけども、それができないということで所管課が回答されているということなんですが、結論は組織論として尊重せざるを得ないんだろうというふうには思います。ただし、やっぱり小委員会は学識経験者で構成するものですから、すみません、今回の資料に対しては発言しておかなくちゃいけないなというふうに思いますので、それは私の意見ですけれども言わせていただきます。 まず、⑤⑥⑦につきまして、できないというふうに所管課はされていますけれども、これは、区としてはしないということで理解するしかないと思います。できないということはないというのが考え方のベースに小委員会ではあったと思います。このところは、小委員会は、できない意見を意見として申し上げたことではなく、こうすれば可能ではないかということで意見をお示ししたという理解をしておりますので、このところは明確にしておきたいというふうに思っております。 ちょっと細かく説明しますと、小委員会におきまして、法施行条例の一般的な規定ぶりとか内容は十分に、これは学識経験者で構成していますから、知っているところです。その中で、検討資料の中でも、基本理念を定めると明確に記載されてありまして、また、事務局からも趣旨規定を可能ならば盛り込みたいんだという強い意向を確認したところ</p>

なんです。そういう区側の意向がある中で、どうしたら実現できるかということで、神戸大学の阿部教授が広めまして全国的に採用されております政策法務という手法がありまして、この手法で基本的に小委員会では検討したものと理解しております。

具体的に言いますと、趣旨規定に意向を反映するための法制執務上の工夫等を検討して意見として申し上げたと。つまり、法制執務上どうしたら区側の意向を工夫して盛り込めるかということで、検討した意見として申し上げているものであるということです。検討に当たりましては、当然私もそうなんですけど、事前に現行の区の施行条例を見ております。現在の7条例は、いずれも許認可中心の環境衛生のものなんですね。ですから、政策法務的な観点に立ってやった場合に、個人情報保護法の施行条例が別の行政分野のものであることから、規定ぶりが変わったとしてもですね、元の規制法に関する点については、行政分野が違うから説明が可能ではないかという考えに立っております。この考えが基本です。ですから、政策法務的な視点に立って議論して、可能なものを検討するということは大事なのかなと思って、小委員会で議論していたと理解しております。

そういうようなところを踏まえまして、改正法の範囲でどのような規定なら可能なのか、これが検討の結果であり、参考意見だということになると思います。

政策法務の視点からいきますと、⑤と⑥については区の方針に過ぎないだと、すみません、ちょっと強い言葉で言いますと区の方針に過ぎないと。⑦については、そのようなことはないと考えています。できないことではないと考えています。

したがって、繰り返しになりますけれども、小委員会ではできない意見を示したのではないことは明確にしておきたいというふうにしておかなくちゃいけないのかなと思ひまして、ちょっと発言させていただきます。

とはいいいながら、区における条例解釈権を有する所管課がこのような政策法務的な手法は採用しない意見だということは、これも1つの見識ではあります。法制執務上の見識ではありますので、その意見が法に反するものでないの、結論は尊重しなければならない。区の組織論として、条例解釈権を持っていらっしゃる組織がこうするんだという意見であれば、それは尊重せざるを得ないというふうにならざるを得ないと思います。これがまず1つです。

続けて、関連するんですけれども、②につきまして、全体として、そもそも改正法の範囲を超えない規定の工夫が当然前提となっているんだよということで、②の意見はちょっと妥当性を欠くんじゃないかということが小委員会で意見が出たと記憶しております。ですから、今回も②が消えていないところにつきましては、変更もされていないので、同じ妥当性を欠くという意見を言わざるを得ないと思っています。

続いて、③につきましては、今回⑦が出てきていますから、⑦の考えに対して③は否定されることになるんじゃないかと思って読みました。そうじゃないと、区の考えは統一性が取れない感じがするんです。

したがって、区から頂いた資料で、検討材料の最後の丸で、③と④の方法により基本理念を定めていくとしておりますけれども、③で基本理念を定めるということは⑦に反するので、できないということの結論になってしまうんじゃないかということが1点です。

できるとするとすれば、政策法務的手法を否定する考え方と矛盾するような気がするので、どうも統一性がないなという気がします。

さらに、小委員会では、そもそも③については据わりが悪いという意見もありましたが、本当に工夫の余地があるのかどうか、よく分からないという趣旨の意見がありました。ということから、本当に③に基づいて趣旨規定を規定していくんですよということが本当に可能なのか、それでちょっと疑問があるということでございます。私はこれを読んでその

ような感じを持ちました。

委員長

ありがとうございます。ほかのみなさま、いかがでしょうか。  
委員どうぞ。

委員

私も非常にここの部分は大変残念な回答だなという感じはしました。何らかの工夫をもって我々が議論したところをうまく入れ込むと。やはり前文をつくるとか、そういうことは難しいと思うんですけども、何らかの形でこういうことを考えてはいかがかなというふうに思うのと、もう一つは、最初に、今7条例ある、7条例の全ての1条はこうだというふうに、だから一緒にしなければいけないという、そういう結論には別にならないんじゃないだろうか。法律はそれぞれいろいろな目的を持って定められておりますし、それから、それを受けた条例というのいろいろなあり方があってしかるべきだろうというふうに思いますから、こういう理由でできないというものはちょっと通用しないかなと、非常に僭越な言い方ではありますがありますけれども、そういうふうに思います。

委員長

ありがとうございます。

事務局のほうから、目黒区が従前やってきた個人情報保護の役割を、条例の中で何らかの形で整えていきたいという強い意向があつてだと我々は理解した上で、両委員がおっしゃっていただいたように、どうすればこの規定の中で実現できるかということ具体的に提案して申し上げてきたつもりだったんですね。

それがかなり、⑤のような形で形式的に言われるのは、先ほど委員もおっしゃったように、そもそも法施行条例だとしても大本の法の立て方が違いますから、個人情報保護条例を改正するに当たって、従前の7条例と合わせなければいけないという理由はどこにもないと思います。

小委員会としてはしっかり提案をしたことに対して、こちらはちゃんとキャッチボールをしているつもりなのに、あさっての方向にボールを投げられてしまうと対話が成り立ちませんので、もう一度しっかりと議論して、その上で委員がおっしゃるように、法政策的な手法を取らずに、本当に形式的な枠組み、目黒区としては法施行条例に対しては、こういうスタンスで臨むということを確認するのであれば、それをしっかりとこちらに投げしてほしい。そうすれば、目黒区としては、何があつてもそうするという意向であると、条例解釈権を有するところはそのように理解をしているというふうにこちらもしっかりと理解し、対応します。そこがはっきりしないので、さっき言った③と⑦の関係のような、若干矛盾したようなことをこちらに投げてくるという形になってしまうのではないかと、そこは改めて整理していただければと思います。

小委員会としても、事務局をはじめとする個人情報保護に関わってきたかたがたが何らかの形で、これまでのことを形に残していくんだ、しっかりと記録をしていきたいんだという意を酌んで、場合によっては議会の議事録に残すとか、様々な方策を考えてきたわけですよ。何としても従前の目黒区の先進的な試みを形にとどめたいんだという強い思いを酌んでの話なので、それを同じ区の中で、いや、もう法ができたからいいですというのは、ちょっとこちらとしても納得できない。感情的な話ではなくですね。こちらとしてもどうすれば実現できるかということを考えて議論をできていますので、最終的な結論が駄目だとなればそれは仕方ないんですけども、そこをこちらとうまくキャッチボールをしていただきたいなと思います。

この点につきまして、みなさま、ほかにご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

では、次に進めてまいります。

### イ 検討事項3 条例要配慮個人情報【条例任意規定】

委員長	続きます、イ、検討事項3、条例要配慮個人情報の検討に参ります。区のほうから説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約3分)
委員長	ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。 委員どうぞ。
委員	検討材料4につきまして、早速、小委員会の意見を受けて詳細に検討していただいたということで感謝いたします。ありがとうございました。 資料6の5、6において、書いてございますように、詳細な検討の結果、現時点において、改正法の要配慮個人情報で足りるよという結論につきましては、それは妥当であるということで了解できると考えております。また、その後の不断に検証しながら、今後必要な事項がある場合には適切な整備を行って、条例の要配慮個人情報として規定していくなどの対応をしていくことが望ましいという意見、これも非常に重要なことであって、ぜひ実現、実施してほしいというふうに思うところです。 ただ、最後のところ、ちょっとよく分からなかった点がございまして、最後の丸のところなんです、パートナーシップ制度について、再検討の結果、現状では条例化は不要という意見なのか、つまり不断の検証の対象の一つという位置づけをしているよということなのか、ちょっとこの書き方がいま一つ読み取れなかったんですけど、基本的にそれまでは了解事項で、非常に重要だからやっていただきたいんですが、最後のところ、パートナーシップについてどうお考えなのか、ちょっと確認させていただければと思うのが、これを読んだ私からの意見です。
区側	その点、事務局からご回答させていただきます。不断の努力と申しますか、状況を注視していかなきゃいけないというところが、パートナーシップの記載の1個前のところの記載でございますけれども、今まで議論が出てきたところがございますので、1つの例としてパートナーシップ制度を掲げさせていただいたという趣旨でございます。委員ご指摘の部分、分かりづらいというところはあろうかと思っておりますので、報告書の書き方の工夫はさせていただいたほうがいいのかというところは今察したところでございます。
委員	了解しました。
委員長	ほかのみなさま、いかがでしょうか。 改めて精査をしていただいた上で、法に定められたものの組合せで十分いけると。それから、他の自治体の問合せ状況を踏まえても、追加で定めている自治体はどうも今のところはなさそうだと。目黒区の現状に合わせて、法に定めるものだけで条例化していくことですね。



	<p>私自身も、人権侵害は避けなければいけないということは非常に重要な視点だと思っていますし、時代とともに、そのありようも変わってきていると認識しています。30年前であればセクハラ、パワハラなどというものはほとんど問題にならなかったのが、今は法の中でもハラスメント防止うたわれるようになりました。今日も、千葉県の教育委員会の調査で、公立学校教職員のしゃべり方や態度にセクハラを感じるという児童・生徒が一定数いるというニュースがありました。私自身も、やはり人権感覚というものは若い人のほうが鋭くなってきているような印象もありますので、適宜、時勢に合わせてこの部分の検討は区の中でも進めていただくというのが適切ではないかと思います。引き続きよろしくお願いいたします。</p>
--	---

ウ 検討事項6 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】

委員長	<p>それでは、次は次第ウ、検討事項6、自己情報開示請求における不開示情報等の任意規定の検討を行います。区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約6分)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>検討用個票6につきましては、いずれも今回のアンダーラインが引かれている部分につきましては、小委員会での意見と同じであったり、いろいろと検討いただいた結果、国からの意向も確認しているということですので、私といたしましては基本的に全て了解したいと考えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 先ほどもお示しはされましたけれども、国への聴取の件、資料13にあります、それを踏まえたところでの小委員会での最終的な結論に至るところでございますので、この点についてはこの結論ですということで、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>ありがとうございます。</p>

エ 検討事項7 審議会の今後のあり方【条例任意規定】

委員長	<p>続きまして、エ、検討事項7 審議会の今後のあり方の検討に入っております。区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約3分)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員

資料8-1の委員会の委員構成の部分につきましては、これは小委員会での意見とおおむね同じなんだと、了解できるというふうに考えています。

委員会の委員数につきましては、下線が引かれた2つ目、3つ目、4つ目、それから5つ目の丸は、基本的に前回の資料と変わっていない感じがするんですが、今のご説明では、要は検討した結果、合理的な説明ができるように検討した結果がこれなんですと。つまり、区としての主体的、合理的説明ということで受け止めてよいのかどうか、そこの確認をちょっと1点させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

区側

記載の趣旨としては、結果的に何ら変わっていないような形になってございます。事務局といたしましても、区の主体的なところをというご意見をいただきましたので、再度検討した結果、主体的に構成していくのがいいだろうというところに達しましたので、この記載とさせていただいたところでございます。

委員

ということは、いろいろと、もうちょっと柔軟な意見が小委員会では出ていた記憶があるんですが、その柔軟な意見を踏まえた上でも、当初の意見案が合理的だという判断だったということで再度確認したいんですが、それでよろしいでしょうか。

区側

いろいろご意見はいただいたところなんですけれども、やはり法の改正の中で、今回ご審議いただく事項がかなり狭まれてしまうということがございますので、現行の人数を維持していくということになかなか合理的な理由がないだろうというところで考えております。そういった状況を踏まえまして、今回検討させていただいた結果、同じ結果になったというところでございます。

委員

この間のときに、区議会議員を入れることの、どうやって2人に絞るのかという問題もあるんじゃないかということも提起されていたかと思うんですが、このあたりはどうなのでしょう。やっぱり最大会派のお二方に出ていただくという、現実的にはそういうのがいいのではないかというお考えですかねという、そこを確認したいんですが。

区側

その点、事務局からになりますけれども、区議会議員の選出方法については、区議会の中で決めていただくところになってきますので、事務局サイドがどうこう言うところではないと思っているところでございます。

ただ、ほかの審議会で、例えば定数が2の区議会議員の方々、選出いただいているものもございまして、そういったものを見ておきますと、例えば所掌事務を行っている委員会の正副委員長、情報公開・個人情報保護審議会においては企画総務委員会というところが所掌になりますけれども、例えばその正副委員長がこの会に来ていただくということがあり得るかなというところです。

いずれにしても、区議会のほうでどのように選出していただくかということは決めていただくことになろうかと思えます。

委員

同じような質問を私も考えておまして、区議会議員2名の選出がいかになされるのかなと懸念しておりますけれども、今お話がございましたけれども、一応学識経験者を中心というふうになっているんですけれども、そのところに区議会の選出方法がいかにして

あろうかというところで、審議会のメインとなる形が、今までどおり、いろんな意見があつて尊重されていくことは重々承知しているんですけども、区議会議員の選出について、何らかの懸念があるわけじゃなくて、そこがどうあるべきかが審議会にも影響してくる面もあるのかなというところがちょっと気にはなっております、そこがどういうふうになるかによって、審議会も、もしかしたら流れも変わる場合もある部分とも思えるし、そこはちょっと、どういう答えというのはいないんですけども、そこはどうあるべきかというのが気になっているところです。

委員 あと、区内の関係団体というのは何を想定していらっしゃるのでしょうか。

区側 今も関係団体、いろいろとご参加いただいておりますけれども、例えば小学校、中学校のPTAですとか商店街連合会ですとか、そういった方々にご参加いただいております。あるいは労働団体ですとか、そういったところです。

委員 そこはどうやって決めるのかというのは。持ち回りですか。

区側 持ち回りにするのか、人数を絞っていくことになったときに、今ご参加いただいている方々のご意向もあろうかと思しますので、そこも含めて確認して、持ち回りというところになってこようかなと思います。

委員 難しい面がありますね。もちろん私自身も審議対象案件というのは減るというふうに思いますので、今の人数を維持していくということは当然難しいし、合理的でないと思いますけれども、学識経験者以外を学識経験者と同数集めるということであるならば、何か工夫といいますか、そういうものを考えていかなければいけないし、学識経験者以外を入れる目的というのが、地域の特性とかそういうような多様な意見の反映とかということであるならば、その目的を生かすような選出方法を考えるべきじゃないかなと思っております。

委員長 関係団体としてPTA、商店街連合会や女性団体など、多くの地域の方々に来ていただいておりますが、かなり保守的なご意見の方も革新的なご意見の方もいらっしゃいます。持ち回りする際に、例えば特定のご意見をお持ちの方がお2人来ると、先生おっしゃったように、委員会全体の見解に偏りが、多様な意見を求めているのに偏りが出る可能性もあります。

そのあたり、実際には誰が来るか分からないですし、委員の数が減ったことで多様性が失われることがないように選出方法を考えていかなければならないですね。うまくは言えないんですけども。

それから、公募の場合は、やはり従前どおりにやられるということによろしいですね。

区側 そうですね、従前どおりで作文を書いていただいていることを想定しております。

委員長 であれば、最近の公募区民の方は、かなり専門性の高いご意見をお持ちの方がお見えになるケースが多いので、その点はよろしいかと思います。皆さんが懸念されるのは、区の関係団体と区議会のところで多様性が確保できるのかということだと思います。6人という人数は区が合理的に説明できることですので、意見の偏りが見られないように、どう

やって具体的な構成をつくっていくかというのをしっかりご検討していただければよろしいかなと。

委員

2点ありまして、1つは区議会議員の2名について、執行機関側から、審議会の委員に求められるというか、審議会の位置づけはこうですよ、法改正があって、審議会は今度こういう位置づけになりますと。そうすると、審議会の委員にはこういう形で、求められるのはこういうものですよということを執行機関側から議会のほうに、その委員に対する制度上の位置づけを示していくことはできるんだと思っています。委員にはこういうことを求められていますよと、ですから区議会側でそれにふさわしい方を選んでくださいよねということは、形式的にはできると思います。ただ、そのままの方が出るかどうかというのは、これは議会の中で選んでいただく結論だと思いますので、ただ、それを踏まえて議会は選んだんだというふうにできるシステムはあるんだというふうに思っています。これが1点です。

もう1点、個人情報保護制度における審議会の検討をずっとして、それが結論になるなというのは分かるんですが、個人情報保護制度以外に情報公開のほうの審議会でもあり、特例個人情報保護の部分についても審議会は役割を持っているわけですね。そのところについての議論がちょっと、欠けていると言うと申し訳ないんですけど、その点、今回、個人情報保護法に基づく大改正をすると、情報公開やそちらのほうの部分について影響が出ないのかという点について、ちょっと議論がなかったかなという気がしまして、そこは若干気になっています。

以上です。そこはうまくやっていただければあれですが。

委員長

情報公開に関しては、今まで報告ぐらいで、審議会の議案として上がってきたことはありませんでした。だから、あまり検討対象として出ていなかったのかもしれないとは思いますが、今後はそちらのほうにシフトしていくかもしれないということは、一応理屈の上では考えられます。そこも踏まえて、先ほど区側からも話がありましたけれども、最終的に決定するのは区議会だということですが、例えば区議会議員の方に対しては、所掌する区議会側の委員会の正副委員長あたりを、この趣旨にかなうので出してほしいとか、あるいはそこに所属する男性議員、女性議員をそれぞれ1名出してほしいとかというご提案をするとか、そのあたりのうまい提案の仕方は、事務局側でできるのかなと思ったところですよ。

この点については、皆さん、いかがでしょうか。人数に関してはおおむね了とすると。

委員

区側がそういう合理的な説明ができるということであれば、尊重せざるを得ないんじゃないかと考えます。

委員長

あとは、細かい構成の仕方等について、きっちりさらに詰めていただきたいと思います。ありがとうございました。

区側

審議会の今後のあり方に関しまして、関連する事項で、本日、実は席上配付させていただいた資料の追加のご説明がございまして、よろしいでしょうか。

委員長

それでは、お願いいたします。

区側

本日席上配付させていただきました小委員会資料12をご覧ください。審議会の今後の

あり方の（８）審議会の任期というところでございます。

審議会の任期について、個人情報保護委員会から示されました個人情報保護審査会条例案の委員の任期について、委員の心身の故障または義務違反その他委員たるに適しない非行に当たるような事案があった場合の記述がありまして、こちら、審議会条例にそのようなことを加えていくのがいいのかどうか、ご意見をいただければということで、今回、小委員会資料１２に追加で資料を配付させていただいたところでございます。追加の検討事項になります。どうぞよろしくお願いたします。

委員長

では、新しい部分ですが、委員の罷免規定をつくるかという点です。目黒区では仮にそういうことがあっても、恐らく自主的に退職願等を出されて別の委員の方が入られてうまくやってきたので、特段問題はなかった、ただ、個人情報保護委員会から出されている条例参考例では罷免規定があるということと、将来のことは分からないので、安全策としてつくっておいてはどうかというのが事務局からのご提案でございます。

委員

これは、入れても入れなくてもどっちもありかなというのは１つあります。これこそ、先ほどの議論でいくと、ほかの附属機関はどうしているのというのが気になるところなんですけど、ほかの附属機関はどうしているんですか。

区側

そこまで調べ切れていなくて、ごめんなさい。

委員

条例解釈を所管しているところの考えによりますと、ほかの附属機関で入れていないんだったら入れないという結論になるんじゃないでしょうかね。非常に申し訳ないんですけども、そうじゃないと統一性が取れないような気がするんですね、法制の担当者として。だから、これは入れても入れなくても、当然の規定ですので、審議会の委員になった人が、こういう規定が新たについたからといって、別に、だから何だという話にはならないと思います。ですから、入れること自体は問題ないと思うんですが、ほかの附属機関の中にこういう規定がない中で入れるというのは、どうも目黒区の条例のあり方とすると、おかしいことになりませんかという気がするので、ちょっとそこだけ気になります。

区側

その点は調べまして、次回までにご提示するというところでよろしいですか。

委員長

そうしましたら、目黒区が置いているほかの審議会、審査会の委員の規定を踏まえて、再度、次回検討するというところでよろしいでしょうか。

委員

ちょっとよろしいですか。この委員の８－２のところ「在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」と書いてあるんですが、これを前提とすると、議会の議員は審議会の委員に入ることは想定されていないということなんでしょうか。

区側

その点、よろしいでしょうか。やはり私どももその点が気になりまして、急ぎよ、今日、個人情報保護委員会に電話確認いたしました。結論といたしましては、条例参考例としては、こういう記述はあるものの、区議会議員等が入って議論に参加することは否定されるものではないというところは確認しておりますので、あくまでも例示の一つと考えていただきたいと思いますというご回答をいただいたところでございますので、区議会議員を入れることに

	<p>ついて何ら問題があるというものではないということです。</p>
委員長	<p>その場合は、これはあくまでモデルなので、目黒区でこういう規定を定める際には、この規定を除いた形で検討するということも可能だと。</p>
区側	<p>はい、そういうことになります。</p>
委員長	<p>それであれば、改めてほかの審議会の規定状況を踏まえた上で議論したほうが建設的だと思いますので、一旦ペンディングとし、これについては次回にということにさせていただきます。</p>

オ 検討事項 8 行政機関等匿名加工情報に係る手数料【制度実施時は条例必須規定】

委員長	<p>続きまして、次第オ、検討事項 8 でございます。行政機関等匿名加工情報に係る手数料の検討に入っております。区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約 2 分)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>順番に行きますと、まず検討事項については確認できたので了解です。 検討材料につきまして、検討材料 1 につきましても、これも確認できたので了解でいいかと思えます。 それから、検討材料 2 につきましては、本区の状況はこれも了解できて、他団体の状況も了解なんですけど、これは特に矢坂市と市川市が区に近いのかなと思うんですけど、この辺については、例えば、今、現状とか実績なんか分かるのかどうか気になったんですけど、ここは何か把握されているのはありますか。</p>
区側	<p>その部分でございます。実際に、市川市では、現在の行政機関非識別加工情報の提案募集を年に一度やっているということは、ホームページ等でも確認をしているところで。矢坂市がどうだったかというのは、すみません、ちょっと記憶にないんですが、市川市はやっているというのは確認しているところでございます。 実際どの程度募集があつてという状況把握までは、現在至っておりません。今後検討していくに当たっては、その把握は必須と想っているところです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。やっているところもあるんだということで、今後の参考になるのかなという気がします。 検討材料の 3 につきまして、これについては、基本的に審議会で検討してきたことですので、了解できていると思っております。 最後の 5 つ目の丸ですが、このところについて、提案募集の任意実施についても現在は結論が出ていないということなのか、それとも今回は導入しないという結論がもう出ているのか、そこが分からなかったんですけど、どういうことなんでしょうか。</p>

区側	<p>9-3ページの丸の一番最後ですね、「これら」というところがございます。現在、検討の段階でございまして、まだ結論が得られていない、やるにしてもやらないにしても、どちらともまだ決まっていないというのが現状でございます。他団体の状況等を踏まえてですね、これから深掘りした議論をしていきたいと思っているところです。</p>
委員	<p>とすると、今回はやらないという結論にはなっているということですか。</p>
区側	<p>そうですね、検討のレベルが達していませんので、やれるという状況にはなっていないということです。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>続いて、検討材料4につきましては、1つ目と2つ目の丸については、全くそのとおりでだろうなと理解しています。</p> <p>3つ目の丸についてなんですが、来年度から都道府県、政令指定都市が導入しますので、その実態を把握、確認して検討する、そのことによって、区の制度設計や手数料条例化の参考にできる、これも大きいんじゃないかなと思いますので、たしか前にそんなことが書いてあったような気はしたんですけど、ほかの自治体の動きなんかも注意を払っておくというのかなということが3つ目の丸について考えているところです。</p> <p>4つ目の丸につきまして、地域特性に応じた施策の実現というのは、これは区の特色ある施策の実現ということとも捉えることができるので、考え方は理解できるなと思っております。ただ、やはり法の制約があると思いますので、この考え方が可能なかどうかちょっと気になっています。もし可能だとした場合も、専門的な判断が求められる分野になってきますので、審議会はどこまで関与できるのか、ちょっと気になるところがありまして、制度設計をしっかりする必要があるんじゃないかなと思っています。単に審議会に諮問するのが望ましいと書いてあるんですけど、内容的にはかなり専門的で難しいんじゃないかと思うんですね。それって、本当に審議会が議論を検討して適切な判断ができるのかというのが、何か難しいような気がしましたので、ちょっとここは気になっています。</p> <p>最後に、一番最後の丸のところですけども、参照する基準の策定というふうに書いてあるんですけども、委員会のガイドラインとかがあるんじゃないのかなという気がしております。そうすると、どういうものなのかなというのがちょっとよく分からないんですが、そもそも参照する基準というのは、どんなものを意図しているのが実際よく分からなかったということです。</p> <p>先ほど言いましたように、全国統一ルールを原則とする委員会の考え方があるんですが、後ろに書いてあるQ&amp;Aの回答ですね、いいですよみたいなことを言っているんですけど、何か一貫性がない回答だなという気がしまして、委員会の回答として妥当なのかなというのはちょっと心配があります。印象としてですね。何かずっと全国統一ルールで委員会が主体でやっていくんですよということで、なるべく自治体の独自性は排除しようということなのに、この点だけについては認めているということで、何か委員会のQ&amp;Aとして変だなという気がしているので、委員会がいいと言っているからといってうかつに動いていいのかなと、ガイドライン等があるんじゃないか、参照する基準がどんなものかよく分からないというような点もあるので、ちょっと気になるなということがあります。</p> <p>結論的には、その一定条件を満たせば諮問を妨げないということになっているので、諮問対象としておくことも1つの方法であると思うんですが、どうしても、当該基準について専門的知見を有するというふうにならざるを得ないので、何とかQ&amp;Aのイメージ</p>

がですね、かなり専門性の高い審議会を意図しているような気もしないではないんですね。そこがQ&Aから単純にやれますよというふうに結論を導き出すのは、何か大丈夫かなという心配があります。

いずれにしても、この基準のイメージがちょっと分からないので何とも言えない部分があるんですけど、そもそもどんなものを作るのか、それが審議会が適切にできる内容なのか、そういうものが具体的にイメージが出てこない、自信を持ってですね、それでいいです、駄目ですというのはちょっと言えないというのが現在の私の意見です。

委員長

ありがとうございます。ほかのみなさま、いかがでしょうか。

参考資料Q6-1-2のQ&Aのところの一番最後を見ると、諮問はしてもいいけれども審議会等が実質的な判断をすることはできないと言っているの、ペーパーを作っていたかもしれませんが、実際、表現の仕方にかなり気を遣わないと、あたかも新しい審議会に諮問するのは望ましい、望ましいのはそのとおりなんですけれども、その書きぶりに気をつけないと、あたかも法に違反することをやろうとしていると取られるのは、新しい審議会としても本意ではないでしょうし、それはそもそも目黒区がそういうことでにらまれるとまずいので、前回の話にもつながりますが、審議会で行われることが限られていて、実際に聞かれたから意見を聞いて、その意見に基づいて判断するのは自治体の長であるということですね。そのQ&Aを踏まえて誤解されないような表現に、少し気をつけて出してほしいなと思います。ただ、最終的にはデータ処理、数理統計処理の専門家にかなりご説明をいただくか、そういう専門的な知見、データサイエンスに明るい人に入ってもらわないと難しいかなというのは感じるころではあります。

区側

その点については、確かにデータサイエンスに明るい方の視点があると、恐らく審議会でも活発に議論いただくことができるかと思えますし、前回審議会のところの議論の中でも、この固定されたメンバー以外の方を招請することも可能かということで委員からご質疑いただいて、それは可能ですよというご回答を差し上げたかと思えますけれども、まさにそういったところで、固定されたメンバー以外の方に来ていただくことによって、活発な議論、また審議会としての意味ある議論が出てくるのかなと思えますので、委員長がおっしゃるようなことは想定されるのかなと思えます。

委員のご懸念のところ、ちょっとご回答差し上げてよろしいでしょうか。

委員長

はい。

区側

9-4ページの検討材料の丸、下から2つ目の「なお」というところでございますけれども、匿名加工情報の実施に当たってはというところでございますが、実施に当たっては、手数料の額を定めるに当たって、専門的知見というところで審議会のご意見を聴くということができるとのことなので、ここは「手数料については」という文言を足さないと、確かに文言としては足りないかなというところですよ。

というのも、委員ご指摘のとおり、本件の行政機関等匿名加工情報の実施にあたっては、ガイドラインでがちがちに運用ルールが決められております。国のルールに基づいてやるということが基本設計になりますので、あまり行政側で恣意的にどうこうできない運用ということは、委員ご指摘のとおりでございますので、手数料について審議会の諮問をするのが望ましいというのが正しい表現かなというところでございます。

「また」の部分ですけれども、一応国としても、その部分は個別に判断していいとい



	うことではあるんですが、実際どの程度判断できるのかというところは、もう少し深掘りしないと、事務局としても、どういった程度ができるのか了知していないところがございますので、そこら辺はもう少し検討が要るかなということはお指摘のとおりだと思います。
委員長	匿名加工情報に関する手数料の規定については、区内で検討が始まったばかりなので、手数料というか匿名加工情報の話自体が検討を始めたばかりですので、手数料を取る取らないの検討までまだ行っていないということですね。
区側	そうですね。匿名加工情報に行く議論の前の、今EBPMのところでも議論を活発にやっていますので、その議論が終わった次のステップ、あるいは次の次のステップなのかもしれないんですけど、というところになってくるので、すぐにではないというのが実情です。
委員長	そうすると、個人情報保護法の改正に合わせて条例改正をする際に、この手数料の話はまだずっと先の話になってくると。
区側	どれぐらい先かは分かりませんが、はい。
委員長	そうすると、今ここで、すぐに手数料規定を入れなくてもよいということですね。現状からすると。
区側	はい。
委員長	その後、2段階なり3段階なり政策のそういう規定を踏まえたところで、改めて手数料規定を入れるかどうかという議論にしたほうが建設的ではある。その際には、手数料規定を条例にどのようにつくっていくかということは、新しい審議会での議論対象となると。それから、民間事業者からの事業提案、実施機関の問題だとかの話ですね。改正法114条1項に定める基準の話のところも、最終的な判断権限は審議会にはないけれども、審議会に諮問して答申を出すという、あたかも法に反するような言葉になってしまいますが、自治体の長から意見聴取を求められて審議会が意見を述べるという形に構成したいということですね。
区側	そうですね。
委員長	ということで、この手数料に関しては今全く決められる段階ではないということですので、これは将来に向けての課題ということで、これが具体的な話になったところで新しい審議会に改めて出していただくと。こういう理解で合っているということですので、皆さん、いかがでしょうか。了ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
委員長	ありがとうございます。

カ 検討事項9 制度運用ルールの細目

委員長	<p>続きまして、次第のカ、検討事項9、制度運用ルールの細目の検討を行います。区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約5分)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>順番に教えてほしいんですけども、資料10-1になりますが、これの検討事項ですね。検討事項につきましては基本的に確認できますので、おおむね了解できます。 1つ教えていただきたいのは、補完ルールの事務の手引の位置づけというんですか、これは行政法上の通達の位置づけとされているのか、それとも要綱的な位置づけなのか。バイブル的な役割と資料の中で言っているんですけど、区における手引の位置づけを教えてくださいなればと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>事務の手引につきましては、行政手続法上の審査基準等に合致するものというところで考えております。これは、今もそのような扱いで全職員に周知をしながら、例えば自己情報開示請求の判断基準ですとか、手続の手順等をここで定めているというものでございます。</p>
委員	<p>そうすると、いわゆる拘束力の強い通達の位置づけではないという考えでしょうか。審査基準というのは当たり前の話であって、行政法上の要綱なのか通達なのかというので、それによって職員の人が従わなくちゃいけない基準が変わってきますので、その辺で、どっちかという通達的な形で、所管しているセクションが、区の皆さんにこれでやるんですよというふうに示しているのかなという気がしたんです。</p>
区側	<p>その点はそういう根拠がかかっています。</p>
委員	<p>普通、例えば部長さんあたりも、依命通達でも、区長さんでも副区長さんでも通達の形でぼんと出すと分かりやすいんですけど、冊子で出ていると思いますので、なかなか分かりづらいところがあるんですね。多分所管がこれで行くんですよというかなり拘束力の強いルールブックだというふうに理解してよろしいということですね。今のご説明からいきますと。</p>
区側	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>分かりました。そうすると、かなり大事な手引ということになるわけですね。 それと、検討材料のほうで1点よろしいでしょうか。検討材料1につきましては、基本的に確認できましたので、了解でいいと思います。 ちょっとつまらない点に気がついたので、10-2の丸の1つ目の矢印の2つ目の「改正法第8条」、これは9条の誤植だと思いますので。それと、次の丸の一番最後の「P. 227」とありますが、これは231ですね。ちょっとこれだけ気がついたので。</p>

基本的には、検討材料1については了解できます。

検討材料2につきましては、本区の状況についてはこのとおりだろうなということで解できます。

改正法のところ、資料10-3ですけれども、2つ目の丸のところがちよっとよく分からないので教えていただきたいんですけど、全国統一ルールの中で「当然に認められ」と書いてあるんですけど、これがよく分からない。その根拠は何なのかなと思いました。また、「想定されている」というふうに言っていますが、ここも根拠は何か。資料3-1、資料6-4が参考として挙がっているんですけど、そこを読んでも分からなかったの、「当然に認められ」「想定されている」の根拠が何か教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

区側

この点につきましては、資料10のですね、先ほど9条に直していただいた制度運用にあたって国との整合性を鑑みながら、必要な施策を策定し、実施する責務が課されているというところを受けまして、各区市町村がその施行に対して必要な事前ルール、細目等を定めるということは当然に認められるというところをもって、この記述とさせていただいたところ です。

委員

分かりました。そこは理解できました。ありがとうございます。

続いて、検討資料の3についてなんですが、運用の手引きというのが制度の適正な運用の観点からも重要な役割を果たしているというのは理解しております。とはいえ、今後は委員会のガイドライン等との兼ね合いができてしまうと、ここが問題なんだろうと思います。そういうようなことを考えますと、ここで区が考えていらっしゃるような、委員会のガイドライン等々、それから法施行条例の規定事項、それから区の制度運用のルールと合体したものを改正法の体系に即して取りまとめるということは、これは非常にいろいろ考えなくちゃいけないものが1つにまとまったものになりますので、この考え方は賛成です。非常にいいんじゃないかなと思います。

10-3の4つ目の丸のところなんですが、これについて、基本的にちょっと気になったのは、改正法の趣旨からしますと、やはり委員会の助言が本来なのかなという気がしまして、どこまで審議会が意見を、関与できるのだろうか。どのようなケースを想定していらっしゃるのかがちよっと分からなかったことです。もしかしたら、あり得る形としますと、区が委員会から助言をもらう前の段階で、参考のために審議会から意見を求める程度、こういうような位置づけならば何ら問題はないと思うんですが、あり方次第では、改正法のいろんな規制に引っかかってくるのかなという気もしてしまうんですね。そこで、どのようなケースを想定されているのか、審議会がどこまで関与できるのか、ここがちよっと気になったというのが検討材料3の4つ目の丸についてです。この辺はいかがでしょうか。

区側

この点につきまして、委員ご指摘のとおり、改正法の条文そのものの解釈権を審議会に求めるというところは当然許されないというのは、ほかのQ&Aでもあったかと思えます。我々事務局として考えております審議会への専門的知見に基づく意見聴取というところは、前回の審議会で諮問ができる事項、あるいは建議いただける事項の範囲というところで考えているものでございますので、あくまでも法律の許容される範囲内において意見を聴かせていただくことを想定しているところです。

つきましては、法の解釈権等を有するところの解釈等については個人情報保護委員会

に、審議会に許容される部分、ご審議いただく部分については審議会にということで切り分けをしていくということを想定しております。

委員

分かりました。 続いてよろしいでしょうか。

次の資料10-4の(2)のところですね、これにつきましては、1つ分からなかったのは、表の中で、一番右の制度運用の細目ルール事項のところに米印が何か所かついているんですけど、この米印をつけている意味がよく分からなかったんですけど、何を意味されているのか、ここは教えていただけますでしょうか。

区側

この米印について、大変申し訳ございません。前回の委員会において、審議会の審議対象事項の表をそのまま活用させていただいて、米印のコメントをつけ忘れたんですが、米印については、審議会の諮問が許される事項として、国の個人情報保護委員会が例示を挙げているものでございます。具体的にこれについては審議会に諮問をしていいということで例示がされているものでございます。

委員

ありがとうございます。

それで、表に掲げられておりますいろんな細目ルールの範囲につきましては、基本的にはもっともだなどと考えております。

ただ、素朴な疑問が出てきておまして、1つは書いていただいている細目ルールについてなんですけれども、原則的には改正法の施行日だと来年の4月1日から実施しなければいけないんじゃないかということなのかなと。そうであるならば、来年度の新しい審議会ではなくて、今の審議会の検討事項にすぎないのではないのかなと。そうならば、改正法の規制で、審議会がいろいろ審議する範囲を狭められるとかそういうことはないので、審議会ですらいろいろと検討すること自体、難しく考える必要はないんじゃないかなと、来年の3月31日までです、というふうに思ったのが1点です。

2点目は、改正法の条文に規定されているものについて、やはり委員会のガイドライン等がありますので、細目ルールにあたって、疑問等は基本的には委員会の助言を求めることになってしまうんじゃないのかなと。議論していても、国の委員会のほうから意見をもらわないと自由な議論というのがなかなか難しいんじゃないかなと、これが2点目の素朴な疑問です。

3点目はですね、他団体の動向とか国の実績等これを踏まえる必要があるんじゃないかというのが3点目の疑問です。

4点目は、基本的には、従来、区が主体的に検討して手引等を作ってこられたと思いますので、審議会の関与は、そのときあんまりなかったんじゃないのかなと考えるんです。そうすると、そういうものが今までだったので、今回審議会が関与しなければいけない事項はどの程度なのかなというのが疑問としてありますし、やはり何か疑問があったら委員会に助言を求めるとというのが改正法の趣旨なので、審議会がどこまで関与しなければいけないのか、ちょっと分からないというのが素朴な疑問の4点目です。

という素朴な疑問があるんですけれども、ただ、改正法が施行した後ですね、来年の4月1日以降に検討事項が生じた場合、改正とか新設したいよという場合に、新しい審議会に意見を求めるということはあるのかと思うんですが、来年の3月までだったら、あまり、審議会に聴くこと自体は難しく考えなくてもいいんじゃないかと。ただ、その内容については、やっぱり国の委員会の縛りが出てくるんじゃないかということで、ちょっと難しさがあるんじゃないかというのが、この(2)に対する意見です。この辺はいか

がでしょうか。

区側

法施行前に審議会への諮問をさせていただくというところは、ご指摘のとおりでございます。これら掲げている内容に関連する事項も含めてですね、お伺いをさせていただくということは大いにあり得ると思います。ただ、最後、法施行がされた後には、結局法の範囲内に収まるところに、かたつとはめなきやいけないというところがございますので、そういった部分を考慮しながら助言をいただくということは、我々も考えているところでございますので、この小委員会とは別にまたご意見をいただく機会があればと思っているところです。

他区市町村の動向等というところも、城南5区の連絡会、先だって直近で今月やりましたけれども、やはりこの細目ルールを作っていくことは必要だよねというところは、23区の城南ブロック5区、各区考えているというところでは共通しているのかなというところですよ。

具体的にどこまで何を定めたらいいんだというところは、実は各区非常に悩んでいるということは把握はできておりますけれども、我々事務局といたしましては、職員が個人情報保護制度を適切に運用していくという観点から、適切な事務執行ができるような細目のルールを現場レベルに合わせて作っていくことが求められてくるのかなという認識ではございますので、そういった視点を持ち合わせながらですね、この細目ルールは作っていきなと思っているところでございます。

4点目のですね、区が主体的に作ってきた経緯はあるけれども、審議会がどの程度関与したらいいのかというところでございます。こちらについてはですね、多くのものが今まで制度運用に関しては、区が主体的に細目ルールの部分は作ってきたところではございます。一方で、改正法の中で、聴くことができるですか、審議会に諮問あるいはご意見を伺うことができるというところがございまして、審議会をぜひ活用してほしいというところのご意見をいただいているところがございまして、そういった意味では、これらに関する事、全てを書けるかどうかはちょっと分かりませんが、積極的に審議会の皆様からご意見を賜りながら、よりよい制度運用ができるようにしていきたいなということは事務局としては思っているところでございますので、ここに掲げたことを中心にですね、ご意見をいただければということをお思っているところでございます。

委員

分かりました。否定するわけじゃないんですが、手法がいまいち分からないということです。確認ということで、いろいろと審議会に確認していきたいということだと思いますので、了解いたしました。

続いて、資料10-5の(3)についてなんですが、これはもう各委員お気づきのとおり仕方がないことだと、(3)については仕方がないですねとしか言いようがないですよ。

(4)につきましても、区の見解につきましてもそのとおりだと考えるところなんですけど、ただそもそも新しい制度におきましてですね、細目ルールの策定ということに対して、どうしてもやっぱり審議会がどの程度関与可能なのか、ちょっと疑問が出てきてしまうなど。国の委員会のガイドラインとか、委員会がいろいろとがちがちに決めている中で、どの程度審議会が関与できるかというところ、どこまでできるのかなというのは難しいなという気がしています。

ただ、ここは先ほどのご意見がありましたように、また改正法の中でも意見を聴くことはできるんじゃないかということがありますので、少しでも、良い、適正な運用ができる

ように、審議会を有効に活用して意見を求めていくというのは、当然あってもいいことだし、大事なことだと思いますので、工夫して何とかやっていただければと思うところです。

委員長

ありがとうございます。みなさま、いかがでしょうか。

目黒区で整理が必要な運用ルールということで、外部結合の中でもインターネット結合については整備をしていく必要があるのではないかと、このあたり、国のガイドラインとか個人情報保護委員会の中で何か出てきそうですか。

区側

具体的には、個人情報保護委員会から特段は出てはいないですし、ガイドラインとしても具体的には上がってきてはいないんですけども、今考えていることとしては、これまで審議会に諮問をさせていただいた案件というのは、インターネットについても多数あるというところがございます。多数といってもそんなに多くはないんですけども。そういったところを踏まえながら、どのセキュリティ基準を担保すべきかというところは整理ができるかなというふうに思っているところがございます。可能であれば、法施行時まで一定の基準をお示しして、ご承認をいただけるような段取りを組んでいきたいと考えています。

委員長

今回の問題は常について回るんですけども、目黒区が精緻にいろいろ基準を考えていても、国からこうです、こういうふうにしてくださいと言われると、全部ひっくり返されてしまうので、そこがちょっと心配なところではあるんですが、今のところ、ないということであれば、今までの審議会で審議してきたこと、特に仕様書の話を含めたときあたりを利用して、うまく基準ができればいいかなとは思っています。

今後のことを考えていくと、デジタル社会形成基本法のこととかを考えると、様々な電子申請とかを前提に考えていくと、ますます市民の方が持っているスマートフォンやタブレットを活用すること、授業においてもデジタル教科書と紙の教科書の併用というのが普通になってきていることを考えると、あらかじめかなりの基準、セキュリティポリシーをしっかりと決めておかないと駄目ですね。

そういう点で、施行までにしっかり運用ルールを定めて、必要があれば審議会に意見というのは、特に委員がおっしゃったように、施行前であれば我々はいくらでも言えるので、個人情報保護委員会が見てきた枠はあるにしても、その枠の中でもこちらでやれることはあるので、その中で所管のほうから求められれば、必要に応じて我々が意見を言うことはできる、全体の審議会の中で意見を言っていくということで、このご提案のとおりとしか言いようがないと思うんですが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

実際に施行された後に関しては、所掌事務に関することだけ意見を述べるということになるかと思います。ありがとうございます。

これで検討事項9まで行きましたので、一応予定していた議題につきましては以上で終了ということになります。

### 3 その他

(1) 第5回小委員会開催予定

(2) その他

委員長	次回でございますが、1日置きまして、あさって6月2日18時、午後6時からということで、会議室は。
区側	ここではなくて、今度は向こう側の政策会議室というところになります。
委員長	4階の政策会議室ということですので、お間違えのないようお願いいたします。その他、事務局から連絡事項等がございますか。
区側	いつものとおり、本日の会議録につきましては、後日、事務局でとりまとめたものを案として出席者の皆様にお送りさせていただきます。内容につきまして、届きましたら確認をお願いいたします。 また、大変遅くなりましたが、第2回及び第3回の会議録がようやくできました。本日席上に薄紫色の封筒で机上配付させていただきました。大変恐れ入りますが、内容をご確認いただきまして、修正点等がございます場合には、6月10日金曜日までに事務局までメールなどでご連絡いただければと思います、お願いいたします。
委員長	ありがとうございます。
委員	すみません、この次の小委員会でなくて、一般的な審議会としては6月27日でよろしいですか。
区側	27日です。14時から17時までになります。
委員長	案件が多そうですね。
区側	案件が多いです。あと、この案件も扱わなきゃいけないので。
委員長	前と同じで、17時に終われるように頑張ります。前も手際が悪くていつも延びてしまうので、できるだけ手際よく進めたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、これにて閉会とさせていただきます。お忙しい中、本日はどうもありがとうございました。

以 上